※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、内容が変更になる場合があります。

65歳以上　介護保険料を改定

介護保険事業計画の見直しが3年に1度行われます。市でも介護サービスの利用実績、高齢者や介護が必要な人の増加、居宅・施設サービスの整備などを推計し、収入に対して負担が公平になるように設定しました。

介護保険とは介護の負担を社会全体で支え合い、被保険者一人一人が保険料を納付することで成り立つ相互扶助の制度です。

制度の運営に必要な財源は国・県・市が半分を負担し、残りを介護保険加入者（被保険者）が保険料として負担します。

普通徴収（市から納付書が届く）の場合、金融機関、コンビニや一部電子マネーで納付できます。詳しくは市HPや納付書裏面を確認ください。

特別徴収（年金から差し引かれる）の人の保険料額は9月ごろお知らせします。

免除・減額制度

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少するなど、納付が困難な状況となった第1号被保険者で、要件に当てはまる場合、保険料を免除や減額する制度があります。詳しくは市HPまたは直接問い合わせください。

介護サービス課　☎0276-47-1948

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料（令和3～5年度）　※基準額は7万700円です。

市民税課税状況		本人の所得状況など		段　階	保険料率	年　額
世帯	本人					
非課税	非課税	生活保護受給者や老齢福祉年金受給者など		第1段階	基準額×0.30	2万1200円
		合計所得金額＋課税年金収入額が	80万円以下			
			80万円超120万円以下	第2段階	基準額×0.50	3万5300円
			120万円超	第3段階	基準額0.70	4万9400円
課税	非課税	合計所得金額＋課税年金収入額が	80万円以下	第4段階	基準額×0.90	6万3600円
			80万円超	第5段階	基準額×1.00	7万700円
課税	課税	合計所得金額が	120万円未満	第6段階	基準額×1.25	8万8300円
			120万円以上190万円未満	第7段階	基準額×1.33	9万4000円
			190万円以上290万円未満	第8段階	基準額×1.65	11万6600円
			290万円以上400万円未満	第9段階	基準額×1.80	12万7200円
			400万円以上700万円未満	第10段階	基準額×1.90	13万4300円
			700万円以上1000万円未満	第11段階	基準額×2.08	14万7000円
			1000万円以上	第12段階	基準額×2.25	15万9000円

※世帯は毎年4月1日現在（年度途中で65歳になる人や市外からの転入した人はその時点）が基準です。

●**合計所得金額**：賦課される保険料の年度の前年中（1月1日～12月31日）の所得の合計です。扶養や社会保険料などの所得控除を差し引く前の金額です。

●**課税年金収入額**：国民年金や厚生年金、普通恩給などの市民税の課税対象となる年金収入額の合計です。障害年金、遺族年金、老齢福祉年金、傷病恩給などは含まれません。

健康福祉

限度額認定証の申請

国民健康保険課
☎0276-47-1825

限度額認定証は医療費（自己負担額）が高額な場合に、窓口での支払いを一定の限度額にとどめる証明書です。有効期限を過ぎたら再度申請が必要です。

対象　次のいずれかに該当する人（国民健康保険税完納世帯のみ）
●70歳未満
●70～74歳で市・県民税非課税世帯
●現役並み所得Ⅰ、Ⅱに該当する
※市・県民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。
※市の国民健康保険以外の健康保険に加入している人は、加入している医療保険に申請ください。

持ち物　国民健康保険証、マイナンバー（通知）カード、本人確認できる物

申請場所　国民健康保険課（市役所1階）、尾島・木崎・生品・綿打・藪塚本町行政センター

7月の市民献血

太田献血ルーム　☎0120-80-5872
社会支援課　☎0276-47-1827

献血者に市から粗品があります。

日時　28日㈬、午前10時～午後1時・午後2時～5時30分（成分献血の受け付けは各30分前に終了）

会場　太田献血ルーム

※200ml献血は必要数のみ採血します。

まち・ひと・しごと

安全・確実・有利な中退共制度を利用ください

産業政策課　☎0276-47-1834

中小企業退職金共済制度（中退共制度）は、中小企業で働く従業員のための国の退職金制度です。

制度の特色
●掛金は全額非課税、一部を国が助成
●手数料が不要
●社外積み立てのため管理が簡単
●パートタイム労働者も加入可

問い合わせ　中小企業退職金共済事業本部（☎03-6907-1234）

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策助成金

産業政策課　☎0276-47-1834

店舗などの感染症拡大防止対策の備品購入費、設置工事費を助成します。

助成金額（1店舗当たり）　備品購入費など（税抜き）の2分の1（上限10万円）

業種　小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育・学習支援業など県による「ストップコロナ!対策認定制度」に準拠するもの

対象　令和3年4月1日以降に購入した感染症対策備品（空気清浄機、サーキュレーター、非接触型検温器、アクリル板、消毒液など）

助成の条件　市内在住で市税の納付実績があること、申請者の世帯で市税の滞納がないこと、床面積300㎡以下であること、市内で営業していること、県による「ストップコロナ!対策認定制度」の認定要件順守および認定を受ける意思があることなど

申し込み　12月28日㈫までに直接、産業政策課（市役所5階）へ

※予算が無くなり次第終了します。

税金

未登記家屋の所有権移転は届け出を

資産税課　☎0276-47-1819

法務局の登記簿に登記されていない家屋を売買や相続などで所有権を移転した場合は、市へ届け出が必要です。

家屋の固定資産税は1月1日現在の所有者に課税されるため、届け出をしないと移転前の所有者に課税されます。

届け出　資産税課（市役所2階）にある届出書に必要書類を添えて直接、同課へ

市税の7月納税

期限内納付をお願いします

●**納期限**：8月2日㈪
●**税　目**：固定資産税第2期
国民健康保険税第1期

※期限を過ぎると、延滞金がかかります（1000円以上の場合のみ）。
※便利で安心・確実な口座振替は随時受け付けています。

収納課　☎0276-47-1936

スマホを活用　避難所の開設状況をリアルタイムで確認できます
災害対策課　☎0276-47-1916